

## 「日本健康教育学会誌」査読要領

編集委員会

2023年11月1日改正

(日本健康教育学会誌における査読とは)

1. 査読とは、論文が学術雑誌に公表される前に、関連領域の専門家・研究者によってその論文の妥当性や品質の評価をするプロセスを指します。日本健康教育学会誌（以下本誌）の科学的品質の維持・向上において査読は必須の作業となっています。

2. 本誌は、読者である健康教育・ヘルスプロモーション科学領域の研究者や実践家が根拠とし、よりよい意思決定をするうえで役立つ、一定の新規性があり重要かつ信頼できる論文の掲載を目指しています。このことを念頭に置きつつ、査読にあたっては、原稿を繰り返しお読みいただき、建設的な批評を頂きたいようお願い申し上げます。

(査読依頼のプロセス)

3. 論文の投稿があった場合には、編集委員会は速やかに担当編集委員を決定します。担当編集委員は、投稿論文として基本的な要件を満たしているかどうかを検討の上、2名の査読者候補を選定します。本学会非会員の方でも査読を担当することができます。

4. 担当編集委員は、査読者候補に打診し、査読者となることの承認を得た上で、正式に査読の依頼をします。査読者は著者名や所属を削除した論文の閲覧および査読結果の入力ができる画面にアクセスする権限が与えられます。なお、投稿論文の査読期間は3週間以内とし、依頼原稿の場合は編集委員会にて適宜設定をします。

(査読作業上の注意)

5. 査読者は、投稿論文が原稿の種類に適した内容であり、健康教育ならびにヘルスプロモーション研究分野の進歩に寄与するものであるかを判断します（実践報告については「実践報告の査読にあたって」を併せて参照のこと）。投稿規程および執筆要領に沿っているかも判断します。

6. 本誌掲載のヒトを対象とした研究論文については、原則として、研究倫理委員会の承認を得ているものとします。「実践報告」はこの限りではありませんが、本学会が制定した「実践報告論文に関する倫理的配慮ガイドライン」を遵守したものとします。

7. 本文中の利益相反は、利益相反事項を加味して論文の内容を解釈するためのもので、論文の採否を決めるものではありません。

8. 査読者は論文に対して公平な評価をお願いします。批評は具体的に示し、その根拠も提供してください。例えば、分析が不足しているために明確さを欠く場合は、どのような追加分析が必要かコメントをしてください。

9. 敵対的・中傷的・侮蔑的なコメントは避けてください。また、当該論文の採否に関わる

意見は、編集委員会宛ての欄に入力し、著者宛て査読意見欄には入力しないでください。

10. 査読判定として査読者の立場から「採用」「条件付き採用」「再査読」「不採用」のいずれかを選択していただきます。この判定結果は編集委員会による判定の際に参考とするものであり、最終判定結果とは異なる可能性があることについてご了解ください。

(査読結果の提出後の流れ)

11. 査読者2名から査読結果、査読意見が返送された後、担当編集委員はそれらを総合的に判断します。その際に担当編集委員としての査読意見を加えることもあります。集まった査読結果によっては担当編集委員の判断で第3査読者を選定し依頼することもあります。また、ご提出いただいた査読コメントのうち担当編集委員が適当でないと判断した箇所は、削除することもありますのでご了解ください。

12. 編集委員長あるいはシニアエディターは、担当編集委員の総合判断をもとに「採用」「条件付き採用」「再査読」「不採用」のいずれかの査読結果を決定し、査読意見を著者に送付します。「再査読」は問題が大きく、修正の結果を見るまで「採用」「不採用」が決められない場合の結果です。また、主に以下のような場合には「不採用」と判断します。

- 大幅な修正が必要であるために1か月の期限、あるいは3回程度の査読のやり取りで採用の判断に至る見込みがない場合
- 論文のテーマや内容が本誌の目的や研究分野から大きく外れる場合
- 再調査や再実験などを行わなくては妥当な論文にならない場合

13. 著者に修正を求める場合には、修正論文、査読意見への対応状況の一覧を原則として1ヶ月以内に提出するよう連絡します。著者より申し出があった場合編集委員会の判断で修正期間を延長する場合があります。

(再査読の際の注意点)

14. 著者から修正論文等が投稿された際には、担当編集委員は、修正の内容を総合し、必要な場合に査読者に再査読を依頼します。前回査読結果において修正論文の判断を編集委員会に一任するとした査読者に対しても、編集委員の判断で再度査読を依頼することもあります。

15. 再査読の際には、初回査読の際に指摘したコメント内容の範囲での査読をお願いします。初回査読時に指摘しなかった内容を新たに指摘することはできる限り避けてください。

16. その他の査読上の注意事項を以下に示します。どうぞご了解ください。

1) ブラインド

本誌では原則として投稿者と査読者の双方向ブラインドの形で査読を行います。

2) 査読の回数

本誌の査読回数は原則として3回までとしています。ただし、3回目の査読の段階で、次の査読時には採用または条件付き採用の判定の可能性が高いと判断される場合は再査読の判

定をしても構いません。その場合担当編集委員にその旨を理由とともにお伝えください。

### 3) 最終判定

編集委員会では複数名の査読者の判定を踏まえて総合的に最終判定を行います。検討の結果、査読者の判定と異なる判定になる可能性もあります。

### 4) 不採用判定後の再投稿

本誌では不採用の判定後に査読意見を踏まえて修正した原稿を改めて投稿することができます。再投稿された原稿の内容によっては同じ査読者に査読を依頼する場合があります。

### 5) 原稿の種類

本誌の査読において原稿の種類の変更を指摘することはほとんどありません。例えば、「原著」の水準に達していない場合、他誌では「資料」や「研究ノート」などの論文の種類に変更を要請する場合がありますが、本誌には「資料」や「研究ノート」に類する原稿の種類はないため、そのような場合は、原著の水準に至るための修正方針をお示しいただき再査読と判定いただくか、きわめて大幅な修正が必要な場合は不採用の判定をしてください。なお、本誌の「短報」は、ページ数が少ない原著論文としての位置づけであり、原著性については「原著」と同水準とみなします。論文の種類の詳細は投稿規程を参照してください。また、例えば「原著」から「実践報告」への変更など大きな変更が必要とお考えの場合は、担当編集委員にその旨をお伝えください。

以上

# 「実践報告」の査読にあたって

日本健康教育学会誌編集委員会

2023年11月1日改訂

健康教育やヘルスプロモーションの実践は、日本健康教育学会の大きな使命です。多業種からの多職種が同時に参集する学会として多彩な実践が期待されています。このことから、本学会誌にとって、「実践報告」は「原著」と並んで大きな意味をもっています。つきましては、「実践報告」の査読においては、以下の内容をご理解の上、査読くださいますよう、よろしくお願いいたします。

## 本学会誌における「実践報告」論文

詳細は本誌[第20巻special号](#)およびその[巻頭言](#)を参照してください。

- ・ 健康教育やヘルスプロモーション活動の実践成果を報告するだけでなく、実践プロセスの整理・評価をとおして課題を明らかにしてくれる論文です。
- ・ 以上の他、既存の理論、モデル、評価尺度などを参考に実践活動を行い、活用資源を紹介するとともに、理論、モデル、評価尺度などの使い勝手、利点、欠点などを報告する論文も含まれます。
- ・ 「実践報告」をきっかけとして新たな実践の形態が生み出されたり、その報告内容が新たな理論、モデル、評価尺度開発にヒントを与える可能性もあります。
- ・ 「実践報告」を読んだ会員や関係者が、それぞれ対象とする現場における展開をイメージでき、「なるほど、やってみよう」と思うようになることが期待されます。

## 「実践報告」論文の執筆要領

「実践報告」は、「原著」論文とは性質が異なるため、「実践報告」の抄録および本文の構成を以下のようにしています。「実践報告」の構成については、柔軟的に対応したいと考えております。不明な点がありましたら、編集委員会までお問合せください。

### 1. 抄録

本誌投稿論文の抄録は構造化する必要がありますが、「実践報告」では本文にあわせて、目的・事業／活動内容・事業／活動評価・今後の課題というまとめ方でもよいことにしています。ただし、実践報告も英文タイトルおよび英文抄録（250words 以内）は必要です（和文抄録は 600 字以内）。

### 2. 本文の構成

#### 「実践報告」の本文の構成

|        |             |   |
|--------|-------------|---|
| 本<br>文 | I 目的        | 事業や実践活動の目的                                  |
|        | II 事業・活動内容  | 事業や実践活動内容の説明、倫理的配慮等                         |
|        | III 事業・活動評価 | 事業や実践活動の結果やそこから得られた成果等                      |
|        | IV 今後の課題    | 実践の結果、次に行う際の注意点や今後似たような活動をする人たちへのアドバイス等     |
|        | 謝辞          | (必要な場合)                                     |
|        | 利益相反        | 利益相反に該当しない場合でも、その旨を記載すること（例：利益相反に相当する事項はない） |
|        | 文献          | 執筆要領にしたがい、引用順に示す                            |

### 3. 倫理的配慮

本誌が制定した「実践報告論文に関する倫理的配慮ガイドライン」を遵守し、投稿にあたっては、「実践報告論文の投稿にあたっての倫理的配慮チェックリスト」を作成して提出してください。

以上